

# 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

## 一 国庫の負担

1 本則で定める国庫負担割合を引き下げる改正を行わないとするとともに、附則で定める国庫負担割合の軽減に係る暫定措置を廃止すること。

(雇用保険法第 66 条及び第 67 条並びに附則第 13 条及び第 14 条の 3 関係)

2 毎会計年度において、政令で定める基準に従い、失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を国庫が負担することができるものとし、当該政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとすること。厚生労働大臣は、当該政令を定めようとするとき及び当該費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとすること。

(雇用保険法第 67 条の 2 及び第 72 条第 1 項関係)

3 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための令和 4 年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとすること。 (雇用保険法附則新第 13 条第 2 項関係)

## 二 育児休業給付の新制度への移行等についての検討

政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。 (改正法附則第 9 条第 1 項関係)

## 三 その他

所要の規定を整理すること。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中雇用保険法第六十六条第一項第一号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定並びに同法第六十六条第一項第二号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定を削る。

第一条のうち雇用保険法第六十六条第二項の改正規定中『、「毎会計年度」の下に「（国庫が同号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。）」を加え』を削り、同条第三項第一号イの改正規定及び同条第五項の改正規定中『、「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「（国庫が第一項第二号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。）」を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める』を『加える』に改める。

第一条中雇用保険法第六十七条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定を削る。

第一条のうち雇用保険法第六十七条の次に一条を加える改正規定のうち第六十七条の二中「労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合には千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険

率が変更されている場合においては千分の十四・五)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。)

には』を「政令で定める基準に従い」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。

第一条のうち雇用保険法第七十二条第一項の改正規定中『第七十二条第一項中』の下に『「又は第二十七条第一項若しくは第二項」を「、第二十七条第一項若しくは第二項又は第六十七条の二第一項」に改め、』を、『事業』を』の下に『、「を定めようとするとき、」の下に「第六十七条の二第一項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするとき」を』を加える。

第一条中雇用保険法附則第十三条の改正規定、同法附則第十四条の二第一項の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定を次のように改める。

附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### (国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給

に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。第三項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施す

る第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

附則第十四条から第十五条までを削る。

第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定及び同法附則第十条の二の改正規定を次のように改める。

附則第十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第十条 削除

附則第十条の二を削る。

第五条のうち特別会計に関する法律第一百一条第二項の改正規定中「第六十七条の二」を「第六十七条の二第一項」に改める。

第五条のうち特別会計に関する法律附則第十九条の三の改正規定中「附則第十四条の四第二項」を「附則第十三条第三項」に改める。

第五条中特別会計に関する法律附則第二十条の二の改正規定を次のように改める。

附則第二十条の二第一項中「雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度」を「令和四年度」に、「第六十六条及び第六十七条」を「第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」を「第六十七条の二まで及び附則第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第一条第二号中「並びに同法第六十四条、第七十一条第一項及び」を「、同法第六十四条の改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定（「第十三条第三項」の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える部分に限る。）及び同法」に改める。

附則第四条中「第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条」を「第六十七条の二」に改める。

附則第九条第一項を次のように改める。

政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り

方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第九条第二項中「及び」の下に「雇用保険法の規定による」を加える。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、令和四年度において約二千七百五十億円の見込みである。

※ 以下は、参考資料です。

### 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対比表

○雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）〔抄〕（第一条関係）

（網掛け部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

	修 正 後	改 正 案	現 行 法
	（国庫の負担）	（国庫の負担）	（国庫の負担）
	<p>第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。</p> <p>一日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一</p>	<p>第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。</p> <p>一日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合</p> <p>イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会</p>	<p>第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。</p> <p>一日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一</p>
	（削る）	（新設）	

(削る)

二　日雇労働求職者給付金については、  
当該日雇労働求職者給付金に要する費

用の三分の一

(削る)

三〇五　(略)

(削る)

二　日雇労働求職者給付金については、  
当該日雇労働求職者給付金に要する費  
用の四十分の一

口　イに掲げる場合以外の場合　当該

日雇労働求職者給付金以外の求職者  
給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、  
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応  
じ、当該イ又はロに定める割合

イ　前号イに掲げる場合　当該日雇労

働求職者給付金に要する費用の三分

の一

口　前号口に掲げる場合　当該日雇労

働求職者給付金に要する費用の三十

分の一

三〇五　(略)

(新設)

当該日雇労働求職者給付金に要する費  
用の三分の一

二　日雇労働求職者給付金については、  
当該日雇労働求職者給付金に要する費

三〇五　(略)

三〇五　(略)

2　前項第一号に規定する日雇労働求職者  
給付金以外の求職者給付については、国  
庫は、毎会計年度において、支給した当該  
求職者給付の総額の四分の三に相当する

支障が生じるおそれがあるものとし  
て政令で定める基準に該当する場合  
当該日雇労働求職者給付金以外の  
求職者給付に要する費用の四分の一

2　前項第一号に規定する日雇労働求職者  
給付金以外の求職者給付については、国  
庫は、毎会計年度において、支給  
した当該求職者給付の総額の四分の三に  
相当する額が徴収法の規定により徴収し  
よる負担額を負担する会計年度を除く。)

(新設)

額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第

一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。

一次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）  
イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み

において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第

一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。

一次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）  
イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み

た一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第

一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。

一次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）  
イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第九項の規定により変更された

替えて適用する場合を含む。)、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。)に応ずる部分の額

額

口 (略)

二(四) (略)

4 (略)

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合に

は、**第一項第二号**の規定にかかるはず、同

号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一・二 (略)

替えて適用する場合を含む。)、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。)に応ずる部分の額の条及び第六十七条の二において同じ。)に応ずる部分の額

の条及び第六十七条の二において同じ。)に応ずる部分の額

口 (略)

二(四) (略)

4 (略)

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合に

は、**第一項第二号**の規定にかかるはず、同

号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一・二 (略)

ときは、その変更された率。以下この条において同じ。)に応ずる部分の額

の条及び第六十七条の二において同じ。)に応ずる部分の額

口 (略)

二(四) (略)

4 (略)

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合に

は、**第一項第二号**の規定にかかるはず、同

号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一・二 (略)

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。

(削る)

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、**次に掲げる区分**によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。

**一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一**

(新設)

**二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広**

(新設)

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、**次に掲げる区分**によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受けた者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。

域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、**政令で定める基準に従い**、当該会計

年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、**労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保**

**險率が千分の十五・五（徵収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五、同第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五）以上である場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。**

（新設）

2 前項の政令で定める基準は、**労働保険**

（新設）

特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるよう定めるものとする。

## (労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項又は第六十七条の二第一項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十二条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

## (労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするととき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二项、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理由、第十三条第

## (労働政策審議会への諮問)

の二第一項第三号の災害、第三十七条の五第一項第三号の時  
五第一項第三号の時間数、第五十六条の三第一項第二号の就  
三第一項第二号の就職が困難な者又は第六十一条の七第三項  
六十一条の七第三項の規定により読み替えて適用する同条第  
えて適用する同条第一項の日を厚生労働省令で定めようとす  
省令で定めようとするととき、第十条の四  
第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
第四項において準用する場合を含む。）、  
第三十三条第二項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三  
項、第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三  
十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三  
三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に  
第二号の時間数を定めようとするととき、  
第六十七条の二第一項の規定により国庫  
が同項に規定する費用の一部を負担しよ  
うとするときその他この法律の施行に関  
する重要な事項について決定しようとす  
ときは、あらかじめ、労働政策審議会の意

災害、第三十七条の五第一項第三号の時  
間数、第五十六条の三第一項第二号の就  
職が困難な者又は第六十一条の七第三項  
の規定により読み替えて適用する同条第  
一項の日を厚生労働省令で定めようとす  
るとき、第十条の四第一項、第二十五条  
第三項、第二十六条第二項、第二十九条  
第二項、第三十二条第三項（第三十七条の  
四第六項及び第四十条第四項において準  
用する場合を含む。）、第三十三条第二項  
（第三十七条の四第六項及び第四十条第  
四項において準用する場合を含む。）若し  
くは第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三  
十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三  
四項において準用する場合を含む。）の基準  
又は第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条  
第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）の基準  
又は第三十八条第一項第二号の時間数を  
定めようとするととき、その他この法律の  
施行に関する重要な事項について決定しよ  
うとするときは、あらかじめ、労働政策審  
議会の意見を聽かなければならない。

見を聽かなければならぬ。

2 (略)

附則

(削る)

2 (略)

附則

(国庫負担に関する暫定措置)

**第十三条** 国庫は、第六十六条第一項(同項)  
第三号から第五号までに規定する費用に  
係る部分に限る。以下この項において同じ。  
の規定による国庫の負担について  
は、当分の間、これらの規定による国庫の負  
担額の百分の五十五に相当する額を負担  
する。

(削る)

(国庫負担に関する暫定措置)

**第十三条** 国庫は、第六十六条第一項及び  
第六十七条前段の規定による国庫の負担  
については、当分の間、これらの規定にか  
わらず、これらの規定による国庫の負  
担額の百分の五十五に相当する額を負担  
する。

2| 国庫が前項に規定する額を負担する会

計年度については、第六十六条第二項(第  
六十七条规定において読み替えて適用す  
る場合を含む)及び第五項の規定は、適  
用しない。

2| 前項の規定がある場合における

第六十六条第六項の規定の適用について  
は、同項中「前各項」とあるのは、「前各

3| 第一項の規定がある場合における  
第六十六条第六項の規定の適用につい  
ては、同項中「前各項」とあるのは、「附

(削る)

項（第一項第三号から第五号までを除く。）及び附則第十三条第一項」とする。

則第十三条第一項」とする。

第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前

条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 平成二十九年度から令和三年度までの

各年度においては、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十四条第一項」とする。

第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令

(略)

第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令

和三年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項並びに附則第十四条の四第一項及び第二項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。

2　国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項並びに附則第十四条の四第一項及び第二項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。

に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3 令和二年度及び令和三年度における前条第三項の規定の適用については、同項中「附則第十四条第一項」とあるのは、「附則第十四条第一項並びに第十四条の二第一項及び第二項」とする。

までの各年度においては、第六十六条第

一項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び附則第十三条（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、国庫は、同項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則第十三条第二項の規定にかかるらず、第六十六条第六項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）並びに附則第十三条第一項（第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条

国庫は、令和四年度における失

第十四条の四

国庫は、令和四年度における失

（新設）

業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。第三項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第一項（第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び前条第一項（第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。（この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。）

る失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第一項（第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び前条第一項（第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。（この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。）

第六十七条の二の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により国

庫が同項に規定する費用の一部を負担し

ようとするときは、あらかじめ、労働政策

審議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

2 (新設)

3 令和四年度における前条第二項の規定

の適用については、同項中「及び第十四条

の三第一項」とあるのは、「、第十四条の

三第一項並びに第十四条の四第一項及び

第二項」とする。

(削る)

第十五条 雇用保険の国庫負担について  
は、引き続き検討を行い、令和七年四月一  
日以降できるだけ速やかに、安定した財  
源を確保した上で附則第十三条に規定す  
るものとする。

第十五条 雇用保険の国庫負担について  
は、引き続き検討を行い、令和四年四月一  
日以降できるだけ速やかに、安定した財  
源を確保した上で附則第十三条に規定す  
るものとする。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）〔抄〕（第四条関係）

（網掛け部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

	現 行 法	改 正 案	修 正 後	
附 則	附 則	附 則	附 則	
第十一条 削除	（雇用保険率の変更に関する暫定措置）	（雇用保険率の変更に関する暫定措置）	第十一条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。」、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「同条第一項第三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。」、同法第六十七条の規定による国庫の負担額、同法附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額（育児休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額（育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。）並びに同条第二項において読み替	第十一条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（同条第一項の規定による国庫の負担額を除く。）、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額（育児休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額（育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。）並びに同条第二項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額を除く。」並びに同条第二項において読み替

えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）とする。

第十条の二 令和四年度から令和六年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「育児休業給付」とあるのは「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第二項」とあるのは「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」とする。

第十条の二 平成二十九年度から令和三年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「附則第十三条第一項の規定」とあるのは、「附則第十四条第一項の規定」とする。

（削る）

第十条の二 令和四年度から令和六年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「育児休業給付」とあるのは「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第二項」とあるのは「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」とする。

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）「抄」（第五条関係）

（網掛け部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修 正 後	改 正 案	現 行 法
<p>（一般会計からの繰入対象経費）</p> <p>第一百一条　（略）</p> <p>2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付、同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び育児休業給付、同法<b>第六十七条の二第一項</b>に規定する失業等給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。</p>	<p>（一般会計からの繰入対象経費）</p> <p>第一百一条　（略）</p> <p>2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付、同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び育児休業給付、同法<b>第六十七条の二</b>に規定する失業等給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。</p>	<p>（一般会計からの繰入対象経費）</p> <p>第一百一条　（略）</p> <p>2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付、同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び育児休業給付並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>（一般会計から雇用勘定への繰入れの特例）</p>	<p>附 則</p> <p>（一般会計から雇用勘定への繰入れの特例）</p>	<p>附 則</p> <p>（一般会計から雇用勘定への繰入れの特例）</p>
<p>第十九条の三　令和四年度においては、第十九条の三　令和四年度においては、第十九条の三　令和二年度及び令和三年度</p>	<p>第十九条の三　令和四年度においては、第十九条の三　令和四年度においては、第十九条の三　令和二年度及び令和三年度</p>	<p>第十九条の三　令和二年度及び令和三年度</p>

六条の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、雇用保険法附則第十三条第三項に規定する雇用安定事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二　令和四年度における第一百五

条の規定の適用については、同条中「第六十七

条の二まで及び附則第十三条」とする。

六条の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定する雇用安定事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二　雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における

第一百五条の規定の適用については、同

条中「第六十六条から第六十七条の二ま

で」とあるのは、「第六十六条（第一項第

三号から第五号まで及び第六項を除

く。）、第六十七条及び第六十七条の二並

びに附則第十三条第一項及び同条第二項

の規定により読み替えて適用する同法第

六十六条第六項」とする。

2　令和四年度から令和六年度までの各年

度における第一百五条の規定の適用につい

においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、雇用保険法附則第十四条の二第二項に規定する雇用安定事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二　雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における

第一百五条の規定の適用については、同

条中「第六十六条及び第六十七条」とある

のは、「附則第十三条第一項及び同条第三

項の規定により読み替えて適用する同法

第六十六条第六項」とする。

(削る)

(削る)

ては、前項の規定にかかわらず、同条中「第六十六条から第六十七条の二まで」とあるのは、「第六十六条（第一項第三号）から第五号まで及び第六項を除く。」、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

3 令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と、「及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」とあるのは「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条の三第二項」とする。

については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「附則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

3 令和二年度及び令和二年度における前項の規定の適用については、同項中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」とあるのは「令和二年度及び令和三年度」と、「及び同条第三項」とあるのは「並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条第三項」とする。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六十六条第一項第一号中「当該求職者給付に要する費用の四分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一</p>
<p>第六十六条第一項第二号中「当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、</p>	

(削る)

当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付

金以外の」に改め、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付金以外の」に改め、「毎会計年度」の下に「(国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「(二)の条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「(国庫が第一項第一号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条中「国庫は」の下に「、次に掲げる区分によつて」を加え、「三分の一」を「一部」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一  
二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

第六十七条の次に次の二条を加える。

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、政令で定める基

準に従い、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が千分の十五・五（徵収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五）以上である場合その他の政令で定める場合に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

2) 前項の政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。

第七十二条第一項中「又は第二十七条第一項若しくは第二項」を「、第二十七条规定若しくは第二項又は第六十七条の二第一項」に改め、「第十三条第三項」の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を、「を定めようとするとき」の下に「第六十七条の二第一項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするとき」を加える。

(略)

第七十二条第一項中「第十三条第三項」の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える。

附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（国庫負担に関する暫定措置）

**第十三条** 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナ

ウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。第三項において同じ。）によ

る経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条に規定する額のほか、予算で定めると

ころにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

**2** 厚生労働大臣は、前項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

**3** 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイ

附則第十四条の二第一項中「並びに附則第十四条の四第一項及び第二項」を加え、同条の次に次の二条を加える。  
第十四条の三 令和四年度から令和六年度までの各年度においては、第六十六条第一項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び附則第十三条（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかるはず、国庫は、同項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

**2** 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則第十三条第二項の規定にかかわらず、第六十六条第六項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）並びに附則第十三条第一項（第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項」とする。

ルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

附則第十四条から第十五条までを削る。

第十四条の四 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第一項（第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び前条第一項（第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

2 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定め

るものに限る。)に限る。)に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3| 令和四年度における前条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三第一項」とあるのは、「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項」とする。  
附則第十五条中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

(職業能力開発促進法の一部改正)

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

**第十条 削除**

附則第十条の二を削る。

附則第十条中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額」を削り、「附則第十三条第一項」を「同条第一項第三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。」、同法第六十七条の規定による国庫の負担額、同法附則第十三条第一項に、「育児休業給付金」を「育児休業給付」に、「及び同条第三項」を「並びに同条第二項」に改める。

附則第十条の二中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に、「附則第十三条第一項の規定」を「育児休業給付」に、「、「附則第十四条第一項の規定」を「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第一項」とあるのは「、「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」に改める。

(略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一  
部を次のように改正する。

第一百一条第二項中「育児休業給付」の下に「、同法第六十七条の二第一項に規定する失業等給付」を加える。

(略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一  
部を次のように改正する。

第一百一条第二項中「育児休業給付」の下に「、同法第六十七条の二に規定する失業等給付」を加える。

(略)

附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年

(略)

附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年

度」に、「附則第十四条の二第二項」を「附則第十三条第三項」に改める。

附則第二十条の二第一項中「雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度」を「令和四年度」に、「第六十六条及び第六十七条」を「第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」を「第六十七条の二まで及び附則第十三条」に改め、同条第二項「第六項」を「第六十七条の二まで及び附則第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

度」に、「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の四第二項」に改める。

附則第二十条の二第一項中「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改め、「については」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十四条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 | 令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と、「及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」とあるのは「、第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条の三第二項」とする。

(略)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第六条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

附  
則

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一  
(略)

## 二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同

の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える部分に限る。) 及び同法第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年

(略)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

**第六条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。**

(略)

附  
則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一  
(略)

二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

一 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

七月一日

### 三 (略)

#### (雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の雇用保険法第六十七条の二の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

#### (検討)

第九条 政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び雇用保険法の規定による育児休業給付に係る收支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

#### (雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

#### (検討)

第九条 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る收支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3  
•  
4  
(略)

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3  
•  
4  
(略)